

子どもへの性暴力等防止ガイドライン

～わいせつ行為の根絶に向けて～

令和4年9月

板橋区教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について.....	2
1 法の趣旨及びその目的	2
2 基本理念	2
3 各関係機関の責務.....	3
(1) 地方公共団体の責務.....	3
(2) 学校の設置者の責務.....	3
(3) 学校の責務.....	4
(4) 教育職員等の責務.....	4
4 法における児童生徒性暴力等の定義	4
(1) 児童生徒等の定義.....	4
(2) 児童生徒性暴力等の定義.....	4
(3) 教育職員等の定義.....	7
第2章 子どもへの性暴力等を防止するための取組.....	8
1 教職員に対する啓発	8
(1) 性暴力等に特化した研修の実施.....	8
(2) セルフチェックシートによる自己の言動の振り返り.....	8
(3) SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止.....	9
(4) 私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止	9
2 児童生徒等に対する啓発.....	10
(1) 生命（いのち）の安全教育の推進.....	10
(2) SNS等による教育職員等の私的なやりとりの禁止の周知.....	10
3 性暴力等を生まない環境づくり	11
(1) 物理的死角をゼロにする.....	11
(2) 校内の死角チェックポイントの作成	12
(3) 巡回の強化.....	12

(4) 密室での「1対1」の指導禁止.....	12
第3章 児童生徒性暴力等の早期発見のための取組.....	13
1 早期発見するための相談体制	13
(1) 校内相談窓口の整備.....	13
(2) 各関係機関の相談窓口の周知	13
2 学校園内での情報共有体制の構築.....	15
第4章 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応.....	16
1 初期対応	16
(1) 学校園における各教職員の役割.....	16
(2) 区教委の役割.....	18
2 中・長期的対応	20
(1) 児童生徒等への継続的支援.....	20
(2) 再発防止策の検討.....	20
(3) 教職員に対する研修・意識啓発.....	20
(4) 児童生徒等への意識啓発.....	20

はじめに

学校で働く教職員は、未来を担う子どもたちと日々真摯に向き合い、心身ともに健やかに成長していくことを真に願って、献身的に教育活動に励んでおります。

しかしながら、教職員による児童生徒性暴力等に関わる服務事故は、ごく一部の者とはいえ、悪質な事例が全国的に後を絶たない状況となっております。

令和3年10月、板橋区立学校の教員が、児童へのわいせつ行為で逮捕されるという、あってはならない重大な事故が発生しました。

板橋区教育委員会（以下、「区教委」という。）は、このような事態を二度と発生させてはならないという決意の下、当該事態と同種の事態の再発防止に資するため、令和3年12月、学識経験者や弁護士を委員とした東京都板橋区立学校服務事故再発防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置しました。対策委員会は、同年12月から令和4年3月までの間に、5回の委員会を開催し、教職員等へのヒアリング等を踏まえ再発防止策について協議しました。

令和4年3月、区教委は、対策委員会から、再発防止に関する提言をいただきました。

また、令和4年4月1日「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下、「法」という。）」が施行され、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために、地方公共団体や学校、教職員の責務が定められました。

今もまさに学校現場において、被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないということに思いを巡らせれば、法に定められた施策については、全力の限りを尽くさなければなりません。

区教委は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念を十分に理解し、「わいせつ行為をゼロにする」という断固たる決意のもと、対策委員会からいただいた提言と法の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを作成しました。

学校で働くすべての教職員を対象とする様々な施策を実施することで、すべての教職員で、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという決意を共有し、わいせつ行為の根絶を図っていきます。

第 1 章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について

1 法の趣旨及びその目的

法は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。

法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止、基本理念、国・地方公共団体・学校の設置者・学校・教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り受与することができる教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の特例等について規定されています。

2 基本理念

法は、基本理念について、以下のとおり示しています。

- ① 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等は全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない（法第 4 条第 1 項）。
- ② 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない（法第 4 条第 2 項）。

- ③ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない（法第4条第3項）。
- ④ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない（法第4条第4項）。
- ⑤ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない（法第4条第5項）。

3 各関係機関の責務

法は、地方公共団体、学校の設置者、学校及び教育職員等に対して、それぞれの責務を示しています。

(1) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（法第6条、第11条第2項）。

(2) 学校の設置者の責務

学校の設置者は、法の基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。（法第8条）

(3) 学校の責務

学校は、法の基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(法第9条)

(4) 教育職員等の責務

教育職員等は、法の基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(法第10条)

4 法における児童生徒性暴力等の定義

法は、児童生徒性暴力等について、以下のとおり定義しています。

(1) 児童生徒等の定義

- ①学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）に在籍する幼児・児童・生徒
 - ②18歳未満の者（①に該当する者を除く。）
-

(2) 児童生徒性暴力等の定義

- ① 児童生徒等に性交等（刑法第177条に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く）。(法第2条第3項第1号)

【具体例】

刑法第177条の強制性交等罪、児童福祉法第34条第1項6号の淫行罪に当たる行為、青少年健全育成条例により禁止される性交等

- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く）。（法第2条第3項第2号）

【具体例】

刑法第176条の強制わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項6号の淫行罪に当たる行為（（1）の場合を除く）、青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為等

- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下、「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く）。（法第2条第3項第3号）

【具体例】

児童ポルノ法 第5条から第8条の行為

- ・児童買春（同法第4条）
- ・児童買春周旋（同法第5条）
- ・児童買春勧誘（同法第6条）
- ・児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）
- ・児童買春等目的の人身売買等（同法第8条）

- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（（1）～（3）に掲げるものを除く）。（法第2条第3項第4号）

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れる※こと。

- 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

【具体例】

痴漢や盗撮などの行為

※身体の一部に触れることの内容について

例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられますが、これらの**正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならない**と考えられます。

- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く）。（法第2条第3項第5号）

【具体例】

児童生徒等に対する悪質なセクシュアルハラスメント（児童生徒等を不快にさせる言動※）など

※ 言動には、口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることも含まれる。

- ・児童生徒等に対する身体接触（膝にのせる、抱きしめる、マッサージする等）
- ・性的な内容のメール等を送る
- ・卑猥な写真を見せる など

また、これらの児童生徒性暴力等については、**児童生徒等の同意や脅迫の有無を問いません**。刑事罰が科せられなかった行為も児童生徒性暴力等に該当します。

(3) 教育職員等の定義

教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教職員）並びに校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手及び寄宿舍指導員をいいます。

【参考 教育職員免許法第2条第1項に規定する教職員】

主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師

第2章 子どもへの性暴力等を防止するための取組

板橋区教育委員会は、児童生徒等への性暴力等を防止するために、学校園で働くすべての教職員（都費教職員・区費職員・会計年度任用職員等）を対象とし、「1 教育職員等に対する啓発」、「2 児童生徒等に対する啓発」、「3 性暴力等を生まない環境づくり」の3つの重点施策を実施することで、すべての教育職員等で、児童生徒等を性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意を共有し、わいせつ行為の根絶を図っていきます。

1 教職員に対する啓発

（1）性暴力等に特化した研修の実施

学校園で働くすべての教職員を対象に、毎年6月及び9月を「わいせつ防止月間」と位置付け、性暴力等に特化した研修を実施します。全教職員が性暴力等に関する理解を深めるとともに、その感度を高めることにより、学校園全体で、性暴力等を防止していきます。

（2）セルフチェックシートによる自己の言動の振り返り

すべての教職員を対象に、毎年6月及び9月の年2回、「わいせつ行為確認チェックシート」を実施します。教職員は、常に多くの児童生徒等と接しています。教職員は、常に「誰かに見られている」という意識をもち、自分の行動を振り返ることにより、教職員としての責任と使命感の意識の醸成を図ります。

(3) SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止

過去の児童生徒性暴力等による懲戒処分が行われた事案において、教職員と児童生徒等との間で、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール（以下、「SNS等」という。）を用いた私的なやりとりが行われていた事案がありました。

このような、教職員と児童生徒等との、SNS等による私的なやりとりは禁止とします。

業務上やむを得ずメール等の使用が必要となる場合については、管理職及び保護者の許可を得て、利用目的を明確にしたうえで行うこととします。

【遵守事項】

- 管理職の許可無く、児童生徒等の電子メールアドレス等を聞かないこと。
- 管理職の許可無く、児童生徒等、保護者と電子メール等のやりとりをしないこと。
- 児童生徒等、保護者との連絡は、緊急の場合を除き、個人所有のスマートフォン等を使用しないこと。
- 業務上やむを得ずメール等を使用する場合は、CCを使って、管理職に同一のメッセージを送信すること。

(4) 私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止

「板橋区立学校情報セキュリティ対策基準（令和4年3月10日）」において、「個人所有の記録媒体は持ちこまないこと（第3章・3（2）」及び「個人所有の情報システム機器は、教育活動に利用してはならない（第4章・3.2・（4）」ことについて定めています。

教職員による、私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込み及び教育活動への利用は、私的なSNS等のやりとりや盗撮につながる可能性があるため、禁止とします。

2 児童生徒等に対する啓発

(1) 生命（いのち）の安全教育の推進

性暴力等の根絶に向けて、子どもたちが性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。

令和4年度は、区内の小学校1校・中学校1校を「生命（いのち）の安全教育推進事業」の実践校に指定し、学識経験者の指導・助言を受けながら「児童生徒等が性暴力の当事者にならないための指導モデル」を作成していきます。

この教育をとおして、子どもたちが、生命（いのち）の尊さを学び、性暴力等の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力等が及ぼす影響等を正しく理解したうえで、生命（いのち）を大切にする考え方や、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて見つけていくことをめざしていきます。

(2) SNS等による教育職員等の私的なやりとりの禁止の周知

児童生徒等のわいせつ行為のきっかけとなり得るSNS等の私的なやりとりについて、禁止としています。

業務上やむを得ず必要となる場合については、管理職及び保護者の許可を得て、利用目的を明確にしたうえで行うこととします。

3 性暴力等を生まない環境づくり

(1) 物理的死角をゼロにする

①特別教室や空き教室の管理

性暴力等の未然防止のためには、空き教室の解消や児童生徒等と2人きりになり得る空間などの死角を取り除く、ハード面での改善を図っていくことが重要となります。

区教委は、校舎の建て替えや改修を行う際には、死角を生じさせないという観点も加え、教室等の配置の検討を行っていきます。

しかし、例えば、すでに別棟に配置されている特別教室等については、性暴力等の発生の可能性があり得る死角となります。そのため、各学校園では、別棟の特別教室等について、性暴力等の発生防止という観点を優先したうえで、死角となるリスクを検証し、その配置や管理方法の変更について、検討を行います。

実際に配置変更が困難な場合であっても、校内の死角となる場所を把握し、そのリスクを検証することで、教育職員等の意識啓発につなげていきます。

②空き教室等の施錠管理の徹底

各学校園にある空き教室や普段使用しない特別教室等は、常に死角となる可能性があるため、性暴力等の発生防止のため、使用しないときは施錠を必ず行います。

その際、鍵の管理について、管理簿（鍵の使用者、時間、場所等）を用いて管理職が管理します。

(2) 校内の死角チェックポイントの作成

性暴力等の未然防止のために、学校園内の死角となる部分を洗い出し、教職員間で共有することが必要となります。

そのため、学校園において、複数の教職員で、空き教室はどこか、ドアの窓を隠す掲示物の有無の確認、廊下から教室内が確認できるか等の視点で、校内を巡回し、死角となるチェックリストを作成します。

その際、ドアの窓から教室内が確認できない場合は、その死角の改善を行い、改善できない死角部分について、チェックポイントの作成を行い、全教職員で共有します。

(3) 巡回の強化

管理職は、毎日の校内巡回時に、学校園で作成した死角のチェックポイントを必ず巡回し、空き教室の施錠確認も行い、死角を作らない巡回の強化を図っていきます。

(4) 密室での「1対1」の指導禁止

同性異性を問わず、教職員が密室（室内から施錠されている、窓への張り紙やカーテンなどにより室内が確認できない状態等）で、児童生徒等に対して1対1の個別指導を行うことを禁止とします。原則、個別での対応が必要な場合は、複数人で対応し、密室状態を回避します。

ただし、やむを得ず個別対応が必要となる場合は、事前に管理職へ、対象児童生徒等・理由・場所及び時間を伝え、管理職の把握のもとで対応することとします。

第3章 児童生徒性暴力等の早期発見のための取組

子どもへの性暴力等が発生した場合、被害にあった子どもを一刻も早く保護するために、まずは早期発見の体制を整える必要があります。そのため、以下の施策を推進し、被害発生後の支援に迅速につなげていきます。

1 早期発見するための相談体制

(1) 校内相談窓口の整備

性暴力等の被害にあった児童生徒等の多くは、誰にも相談できずにいるため、できるだけ早く誰かに助けを求めることができるような相談体制を構築する必要があります。

そのため、新たに学校園内で校内相談員を選任し、相談窓口を設置して、児童生徒等及び保護者等からの児童生徒性暴力等に関する相談を受け付ける支援体制を整備し、児童生徒等及び保護者等に対して周知します。

(2) 各関係機関の相談窓口の周知

児童生徒性暴力等に関する相談窓口について、区教委や東京都教育委員会等において様々な相談窓口が設置されています。それらの相談窓口について、校内に掲示するとともに、児童生徒等及び保護者へ配付し、周知を徹底します。

① ワンストップ支援センター

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

「性暴力救援ダイヤルN a N a」

○連絡先 03-5607-0799

○相談受付日時 24時間365日

②東京都教育委員会 第三者相談窓口

東京都教育委員会は、外部弁護士が相談員として性暴力被害の相談を電話やメールで受け付けています。

- 連絡先 女性弁護士 070-3163-9003
 男性弁護士 080-9418-8245
- 受付時間 月、火、木曜日 午後3時から6時まで
 土曜日 午前9時から正午まで
- メールによる相談受付(随時) k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp

③板橋区教育委員会の相談窓口

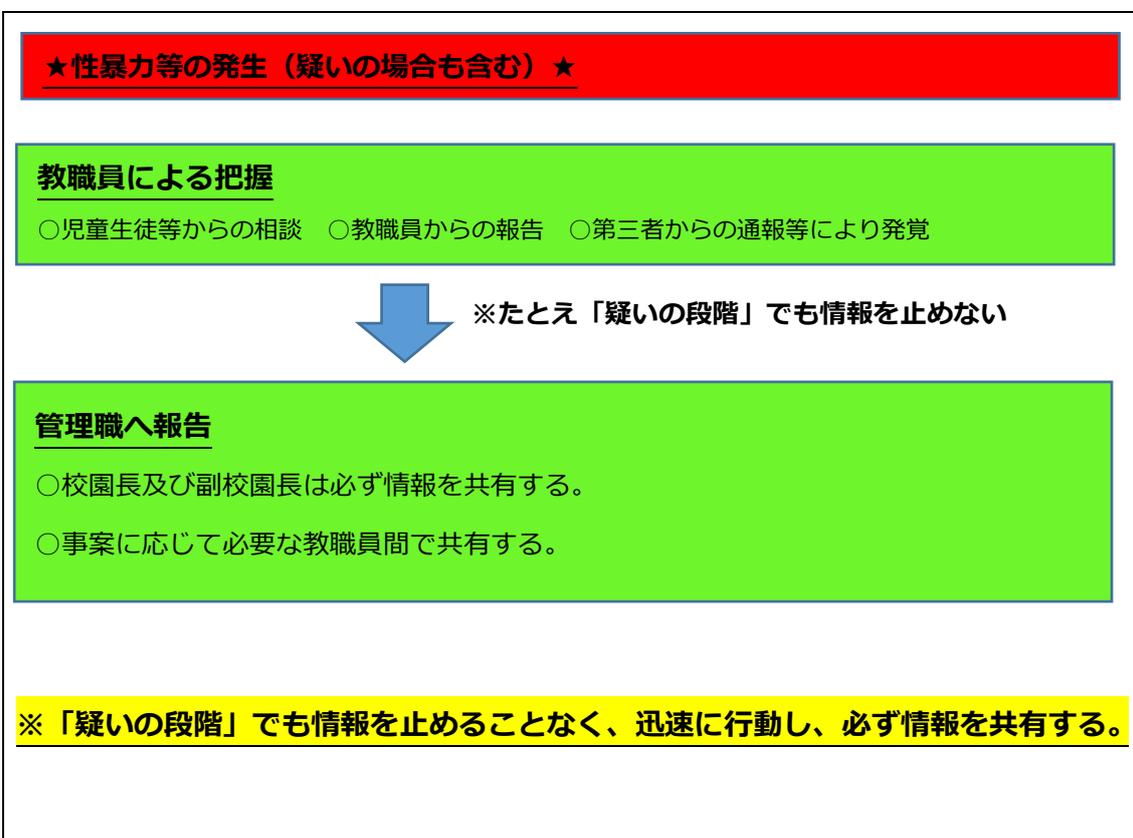
教育支援センター 学校相談窓口

- 連絡先 03-3579-2199
- 受付時間 月曜から金曜（休日、年末・年始を除く）
 午前9時から午後5時まで

2 学校園内での情報共有体制の構築

児童生徒性暴力等に関する相談や事案が発覚した場合には、複数の視点で多角的に事案を検討する必要があります。そのため、まず学校園内において、事案の情報については、児童生徒等からの相談等による疑いが生じた時点で、必ず校園長及び副校園長に情報が共有できるよう、情報共有体制を構築します。

【学校園内の情報共有体制の例】



第4章 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

児童生徒性暴力等が発生した場合、学校園及び区教委は多岐にわたる対応を求められることとなります。その対応について、学校園及び区教委の役割分担を明確にし、被害児童生徒の安全確保及びその支援を第一に考え、区教委と学校園が連携し、迅速な対応をしていきます。

1 初期対応

(1) 学校園における各教職員の役割

① 事案の疑いが発生した時点での情報共有

教職員は、児童生徒等からの相談や相談機関等の第三者からの通報等により被害の情報が入った場合、たとえ「疑いの段階」でも、各教職員で情報を止めることなく、すぐに管理職に報告します。

校園長は、副校園長と情報を共有し、服務事故に対応する教職員間で情報共有を行います。

② 被害児童生徒等の安全確保

校園長は、被害児童生徒等の安全確保のため、加害行為が疑われる教職員と児童生徒等を速やかに分離します。

その方法として、被害児童生徒等を通常的环境から遠ざけるのではなく、加害教員を児童生徒等と接触しない環境に置くこととします。

③被害児童生徒等への初期の聴き取り

校園長は、副校園長と、関係者（児童生徒等・教職員・関係者）に対し、聴き取りを行います。その際、事案によっては、児童生徒等の意向を確認のうえ、管理職と一緒に被害児童生徒等と信頼があり、話しやすい教職員も同席する、もしくは、被害児童生徒等と信頼があり、話しやすい教職員のみで聴き取りをする等の被害児童生徒等への配慮を行います。

児童生徒等への聴き取りの際は、安全確保のため、加害行為が疑われる教職員とは分離したうえで行います。また、他の人に聞かれず、話が中断されることのない、静かな落ち着いた場所で行います。

聴き取りの際に注意することとして、誘導的な質問を行った場合、聴き取り者が言った言葉が児童生徒等の記憶を変化させてしまう「記憶の汚染」が起こることがあります。¹また、聴き取り者が変わることで、聴き取りの繰り返しや継続的な聴き取りによる精神的な二次被害が発生する場合があります。

そのため、教職員から児童生徒等への聴き取りを行う際には、「誰が」「どうした」程度の簡易な聴き取りに留めてください。なお、聴き取り者は、いつ、どこで、何と言ったか等の聴き取り内容を正確に記録してください。²

【聴き取りのポイント】

- 「何かあった?」「どうしたの?」と尋ねる
- 児童生徒等の言葉で、自由に回答させる。
- 「誰が」「どうした」程度の情報が得られたら、管理職へ報告する。

聴き取り後、校園長は、速やかに板橋区教育委員会事務局指導室へ報告します。その後の対応については、区教委が主導となり、学校園と連携して行います。

¹ 厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査のあり方に関する調査研究報告書（平成 30 年 3 月 公益社団法人 日本発達障害連盟）

77 頁

² 同上 78 頁

(2) 区教委の役割

① 専門家との相談及び告発の検討

区教委において、学校園からの報告内容の検証を行い、追加での聴き取り内容やその方法について、弁護士等の専門家と相談のうえ調査方針を決め、校園長に指示を行い、学校園と連携して調査を進めていきます。

また、刑事訴訟法第 239 条第 2 項には、犯罪があると思料される場合は、告発の義務が定められています。区教委は、報告内容を総合的に判断し、弁護士等とも相談のうえ、犯罪にあたると思われる場合は、躊躇なく警察への告発や相談を行っていきます。

【参考 刑事訴訟法】

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

② 被害を受けた児童生徒等への支援

児童生徒等に対するわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の人権を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷やその他の心身に対する重大な影響を及ぼすこととなります。

そのため、被害を受けた児童生徒等の支援を最優先としたうえで、その他の児童生徒等への影響も考えられるため、早急にスクールカウンセラーを配置し、学校園と連携して心理的支援を行っていきます。

③ 学校教育への支援

加害行為が疑われる教職員等は、被害児童生徒等と分離するために、担任から外すなど、児童生徒等と接触しない環境に置くことします。

その際、区教委では、学校教育への影響を最小限にするために、指導主事の派遣等を行い、学校教育の支援を行います。

④東京都教育委員会への報告

区教委から、事案発覚後、速やかに東京都教育委員会へ報告を行います。区教委での調査を実施後、東京都教育委員会へ事故報告を提出し、該当教職員への厳正な処分を求めます。

2 中・長期的対応

(1) 児童生徒等への継続的支援

被害を受けた児童生徒等は、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷やその他の心身に対する影響が継続するため、区教委と学校が連携し、スクールカウンセラーの配置等の児童生徒等への支援を継続的に行っていきます。

(2) 再発防止策の検討

発生した性暴力等の事案について、発生原因及びその再発防止策について、外部の専門家等を交えた委員会を設置し、再発防止策の検討を行います。

(3) 教職員に対する研修・意識啓発

学校で働くすべての教職員を対象に、発生した事案を踏まえた研修を行い、すべての教職員で、児童生徒等を性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意を共有し、わいせつ行為の根絶を図っていきます。

(4) 児童生徒等への意識啓発

子どもたち自身が、性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないため、生命(いのち)の安全教育を継続的に実施して、子どもたちへの意識啓発を行うことで、わいせつ事故の未然防止を図っていきます。